

「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～」の事業評価について【全事業】

第2回子ども・子育て会議  
平成28年12月16日  
【資料6】

● 1 子育てを支援する地域づくり

\* 評価：A達成出来た Bどちらかというと達成出来た Cどちらかというと達成できなかった D達成できなかった

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課	H27・H28 評価	事業実績 (実施した事業等を具体的に記載してください。)	【アウトカム評価視点】 市民等からの意見	改善策・課題 (評価がC、Dの場合)	事業見直し	
								有無	理由
(1) 情報提供・相談体制の充実	★ 1 子育て及び家庭教育情報の提供	子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を、広報や情報誌、ホームページ等の確に提供するように努めます。 ・「まなびの森」のホームページ公開 ・児童館・児童センター活動パンフレット ・ホームページの活用 ・子育て支援団体のパンフレットの活用 ・保育所案内 ・子育て広報紙「ひだまりぼかぼか」(月刊)発行	今後も子育て支援情報の提供を行い、分かりやすく使いやすい情報提供に努めます。	子ども家庭課					
	★ 2 子育て支援総合窓口事業(新規)	子どもや保護者が幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるような、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整を行います。	平成27年度に新設することから、各関係機関との連携や情報収集を行い、市民のニーズに応じた子育て支援メニューを提供することに努めます。	子ども家庭課					
	3 子育てガイドブックの発行	子育てに関する様々な情報を提供し、子育て家庭を支援するため、「子育てガイドブック」を発行します。	今後も継続して最新の子育て情報の提供に努めるべく、毎年度「子育てガイドブック」を作成します。	子ども家庭課					
	4 各種相談	育児相談、児童相談、教育相談など、各種相談事業を充実させます。 ・家庭児童相談 ・ことばの相談 ・教育相談 ・療育相談 ・スクールカウンセラーの配置 ・子育てサロンにおける相談	今後も継続して事業を実施します。特に、近年急増している児童虐待に関する相談を通じて、関係機関と連携を図りながらその防止に努めます。	子ども家庭課					
			生涯学習専門員、助産師、保健師など、専門家の参加促進した異世代交流の場の提供などを通して、より気軽に相談できるシステムの構築に努めます。	公民館					
			継続して支援が必要なケースもあり、相談件数も増加傾向のため、今後も継続して相談体制の充実に努めます。	指導課					
			障害の早期発見、早期支援に努めるため、療育相談事業を継続します。	障害者支援課					
	5 地域子育て相談	保護者が子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、地域子育て支援センターを核として、保育所等を有効に活用し、相談体制の充実に努めます。	子育て相談を継続し、保護者の育児に関する不安の軽減に努めます。 保育所に限らず使いやすい相談窓口の充実に努めます。	子ども家庭課 保育課					
	6 各種相談の連携	各種相談窓口と保健所、児童相談所、民生・児童委員、地域子育て支援センターや保育所、学童クラブなど関係機関等との連携の強化を図ります。また、関係機関によるケース検討会議を開催します。 ・ケース検討部会(定例部会、臨時検討会議)	要保護児童に対する支援は、今後ますます重要性が増すことが考えられるため、引き続き連絡会議を開催し、各種相談の連携に努めます。	子ども家庭課					
			平成27年4月から運営する児童発達支援センターにおいて、関係機関等との協力により児童の支援方針を決定するなど、今後も障害児及びその保護者からの相談を継続します。	障害者支援課					
今後も、対象児への支援と相談体制づくりに努めます。また、それ以外の相談においても、関係部署と連携を取りながら、必要に応じ今後も検討会議を開催していきます。			健康増進課						
今後も、公立保育所所長会議、民間保育所協議会及び学童クラブ指定管理者連絡協議会を活用して情報を共有し、緊急時に速やかに対応できるよう関係機関との連携を強化します。			保育課 子ども家庭課						
7 相談担当職員の充実及び適正配置	保護者の子育て相談に的確に対応できるよう、相談担当職員の知識・能力の向上を図るとともに、職員の適正配置に努めます。	各種相談に対する即応体制を確保し確実なニーズ対応を図るため、事業を継続します。	子ども家庭課						
		医師などの専門家による療育相談を行い、相談支援専門職員によりサービス利用計画等を作成し、事業を実施していきます。	障害者支援課						
		今後も事業を継続し、職員だけでなく臨時職員も含めた相談担当者の知識及び能力の向上に努めます。	健康増進課						
		研修等を活用し、保育士の資質向上に努めます。	保育課						
★ 8 保育所	保育需要は、おおたかの森地区及び南流山地区の開発の状況を踏まえ、増加を続けることから、待機児童解消のため、保育所の適正な配置に努めます。	おおたかの森地区や南流山地区の整備を進めるとともに、将来の保育需要が減少することも想定し、高齢者施設等他の施設への転換も念頭に置き、施設整備を進めます。	子ども家庭課 <保育課>						
★ 9 送迎保育ステーション	送迎保育ステーションを利用し、市内の保育所まで送迎することにより、保育所利用者の利便性の向上を図ります。	本事業は待機児童対策の手法の1つであり、保育需要の状況を踏まえ、事業の継続を研究していきます。	保育課						

(2) 地域における子育て支援サービスの充実	★10	地域子育て支援センター	子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域子育て支援センターを充実します。	今後もサービスの充実を図ります。また、子育て支援センターの職員研修を継続し、職員の質の向上に努めます。	子ども家庭課						
	11	保育所の多機能化	身近な場所で子育てに関する相談や育児講座、子育て中の親の交流などを行う拠点として、園開放の回数を増やす等、保育所等の多機能化を推進します。	今後も園開放等を推進し、ニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。	保育課						
	★12	幼保一元化	幼稚園と保育所の内容接近化が求められる中、幼保一元化施設の設置を進めています。	教育と保育の両方のニーズに対応できるよう、今後の子育て支援を向上させる施策として、認定こども園の整備を進めます。 幼児教育支援センターにおいて引き続き、今後も国の動向を見ながら、幼保小関連教育の研究を進めています。	子ども家庭課 保育課 指導課						
	13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入、多様な事業者の能力を活用した設置・運営を促します。	国の動向及び市内の事業者の意向を踏まえて検討します。	子ども家庭課 保育課						
	14	児童館・児童センター	地域における子どもの健康の増進と情操を育むため、児童館・児童センターを設置しています。	子育て支援の拠点として、幼児活動、相談事業、遊びの指導に努めます。	子ども家庭課						
	★15	学童クラブ施設	放課後の留守家庭の児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図ります。	学童需要が大幅に増加する中で、安全な保育が提供できる環境を整備していきます。	子ども家庭課 ＜保育課＞						
	★16	療育施設	障害のある児童の自立支援のため、児童発達支援センターの充実を図ります。	療育施設の充実のため、つばさ学園を平成27年4月から児童発達支援センターとして位置付けます。	児童発達支援センター ＜障害者支援課＞						
	17	市主催事業における託児サービス	乳幼児がいる親が、各種講座等、市の主催する事業へ参加できるよう、開催場所において、一時保育等の託児サービスを推進します。	引き続き安全な託児を心がけ、子育て中の保護者が安心して講座へ参加できるよう努めます。 保育ボランティアの派遣を通して、市の主催事業への参加を支援します。	公民館 子ども家庭課						
	18	保育ママ	両親の就労等で保育に欠け、かつ、保育所に入所できない3歳未満児を、市が認定した保育者(保育ママ)が居宅で保育します。	新制度における位置付けが明確になったため、今後、保育所整備を進めるとともに、保育者の確保に努めます。	子ども家庭課 ＜保育課＞						
19	赤ちゃんほっとスペース	安心して赤ちゃんを外出できるよう、オムツ替えや授乳等が気軽にできる場所(施設)を提供するため、保育所や児童館・児童センターなどの公共施設を中心に「赤ちゃんほっとスペース」を設置します。また、「赤ちゃんほっとスペース」以外の施設でも子ども連れの親に配慮した施設整備を進めます。	子ども連れの親が気兼ねなく外出できるよう、今後も市内各施設への設置や設置についての周知を促進します。	子ども家庭課							
(3) トワークづくり支援のネット	★20	ファミリー・サポート・センター	仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。	仕事と家庭の両立支援に関する援助を推進するため、今後も継続して、事業の推進に努めます。	子ども家庭課						
	21	子育てグループの支援	地域子育て支援センターや身近な児童館、児童センターなどを利用し、子育てグループの支援の強化に努めます。	今後も乳幼児グループの活動を支援し、親同士の交流を促進します。	子ども家庭課						
	22	児童扶養手当	離婚、死亡等により、父又は母と生計が同じでない18歳までの児童(18歳を迎えた最初の3月31日までの児童)を養育している方の生活の安定と自立を促進するため、当該家庭に支給します。	引き続き手当の支給を行います。	子ども家庭課						
	23	児童手当	家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校3年生までの児童を養育している方に支給します。	引き続き手当の支給を行います。	子ども家庭課						
	24	特別児童扶養手当	20歳未満の心身に障害のある児童を監護している親、あるいは養育者に支給します。	引き続き手当の支給を行います。	障害者支援課						
	25	障害児福祉手当	20歳未満で心身に重度の障害があり、障害の程度が基準を満たす児童に支給します。	引き続き手当の支給を行います。	障害者支援課						
	26	子ども医療費の助成	中学校3年生までの子どもが病気などで保険診療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。	今後も中学生までの通院・入院に対する医療費の助成を継続します。なお、自己負担金の無料化については、県補助金の拡大など市の財政状況等を勘案し検討します。	子ども家庭課						
	27	未熟児養育医療の給付(新規)	乳児及び保護者の保健衛生の向上を図るため、入院養育が必要な未熟児に対して医療給付を行います。	引き続き事業を実施し、未熟児及びその家庭を支援します。	子ども家庭課 健康増進課						

(4) 経済的支援の充実	28	ひとり親家庭等の医療費の助成	18歳までの児童(18歳を迎えた最初の3月31日までの児童)を養育する母子、父子家庭等及びその児童が、医療費の保険給付を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。	今後も本事業を継続して実施します。本事業の現物給付化については、市単独ではなく、子ども医療費助成制度と同様県下市町村と歩調を合わせて実施することを前提に検討します。	子ども家庭課							
	29	保育所保育料負担の適正化	保護者等が適正な負担となるよう、低所得世帯等に配慮した、保育料の適正化を図ります。	平成27年度から国は、保育料基準を所得税額から市民税所得割額に変更することから、保護者の負担増とならないよう検討します。	保育課							
	30	実費徴収に係る補給給付を行う事業(新規)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	国の動向を勘案しながら、利用者の負担軽減に努めていきます。	子ども家庭課 保育課							
	31	公・私立幼稚園児への就園補助等	3、4、5歳児を幼稚園に通園させている保護者に対し、就園奨励費・園児補助金を支給します。また、授業料等減免措置を行います。	今後も引き続き保護者の負担軽減を図るため、助成措置を継続します。なお、園児補助金については、他市の状況等を踏まえながら額の改定を検討します。	子ども家庭課							
				今後も事業の継続を図り、生活保世帯、市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯又は、小学校3年生以下の児童もしくは、2人以上の園児がいる世帯については、授業料等の減免措置を行います。	学校教育課							
	32	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励事業を行います。	今後も事業の継続を図り、特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者(申請に係る世帯の所得状況に応じて支給制限あり)の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学のために必要な経費の一部を助成します。	学校教育課							
	33	就学援助・奨学金	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行います。高等学校等に在学する生徒で、学費の支払いが困難な生徒に奨学金の給付を行います。	国における「高等学校等就学支援金」制度が行われているため、今後については、検討していきます。	教育総務課							
今後も事業の継続を図り、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、流山市就学援助規則に則り、学用品費や給食費などの援助を行います。				学校教育課								
34	入学準備金の貸付	高等学校に入学を希望する保護者に対して、無利子で貸付します。	今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。	教育総務課								